

損害賠償及び和解に関する件

令和8年（2026年）9月24日提出

札幌市長 秋 元 克 広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、訴訟外の和解をするものとする。

記

1 相手方

札幌市南区在住者

2 事故の概要

(1) 令和7年8月2日、札幌市南区真駒内緑町3丁目において、本市が管理する公園のテニスコートに設置された審判台の柱が折れ、倒れた。

(2) これにより、当該審判台に着座していた相手方が右橈骨遠位端骨折^{とう}の傷害を負い、計8日間入院し、約4か月間通院した。

※ この事故は、報告第5号番号44と同一の事故である。

3 損害賠償の額

1, 417, 501円

(理 由)

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。